

September 2020 / 2020 年 9 月

Contents

- プライバシーシールド無効判決とその影響(p.1)

[Japanese IP Topic 2020 No. 4 (Japanese)]

EU 米国間の個人データ移転を揺るがす判決が再び出される

2020 年 7 月に、EU 加盟国各国から米国への個人データの移転を合法的に行うための枠組みである、いわゆる「プライバシーシールド」を無効とする判決が、欧州司法裁判所によって下された。2015 年に、当時「プライバシーシールド」と同様の役割を果たしていた「セーフハーバー・ルール」を無効とする判決を、同じく欧州司法裁判所が下した際には、世界のデータ流通に大きな影響を与えるものとして激震が走ったが、今回も同様のインパクトが危惧されている。本稿では、判決に至る経緯と無効判決のポイント及び、データビジネスへの影響を含め、その意義を紹介する。

1 「プライバシーシールド」の必要性

EU 加盟国から非加盟国に個人データを移転することは原則禁止されており(GDPR46 条)、合法的に移転するには、あらかじめデータ主体の明白な同意(explicit consent)を得ておくなど、厳しい要件をクリアする必要がある。ビジネスの実務において、このような厳格な要件をクリアしようとする、相当の負担がかかるため、事業者の重荷になっている。日本を含む、EU から EU と同等のデータ保護水準であると認められたホワイトリストの各国に移転する場合は、これらの重荷を避けることが可能であるが、ホワイトリストの掲載国はかなり限定されている。米国も、ホワイトリストに

は依然として含まれていない。

他方、EU と米国は経済的結びつきが伝統的に強く、大量の個人データ移転が行われてきた歴史があり、米国からは米国への移転については厳しい要件を免除してほしい、特別扱いしてほしいという強い要請が存在してきた。この結果、「セーフハーバー協定」という枠組みが設けられ、この枠組みに基づいて、EU 加盟国から米国への個人データの移転が継続されてきた。

ところが、米国内での個人データの取り扱いに問題があるという意見が強まり、2015 年に、欧州司法裁判所から、この枠組み自体が無効であるという判決が下された。この結果、同協定に基づいて、EU 加盟国から米国に個人データを移転することができなくなり、米国企業を中心に世界中のビジネスはパニックに陥った。EU および米国は、事態を早急に收拾すべく、政府間交渉をすすめ、2016 年 7 月に EU 加盟国から米国へ個人データを合法的に移転する新たな枠組みとして「プライバシーシールド」が欧州委員会によって採択され、翌 8 月より早々に本格稼動するに至った。

2 セーフハーバー協定無効判決との関連性

セーフハーバー協定は、ビジネスの救済のために締結されたものであり、その対象も事業者に限定され、政府機関は対象としない枠組みであった。2011 年に発生した 9.11 テロ以降、アンチ・テロリズムの大義名

分のもと、米国の政府機関による個人データの収集が広くかつ深く行われるようになった。これらのデータ収集はどうしても行き過ぎてしまうこともあり、EU 側からはたびたび改善を求める意見が出されたものの、改善されるどころか、EU と米国の考え方のギャップは拡大していく一方であった。2013 年に発生したスノーデン事件で、米国国家安全局 (NSA) による諜報活動の一端が、元局員スノーデン氏によって世界中に暴露されたこともあり、EU 側の不満は高まっていった。

このような状況下において、Facebook ユーザーである Schrem 弁護士が、米国における EU の個人データの取り扱いが不適切であり、Facebook のアイルランド子会社から米国内への自身の個人データがセーフハーバー協定に基づいて移転されているのは違法であるとして、アイルランドのデータ保護当局に申し立てを行いました。Schrem 弁護士はこれを不服として、アイルランド高等法院に上訴し、同高等法院から欧州司法裁判所に付託され、最終的に同裁判所より、セーフハーバー協定は無効とする判断が下された (Schrem I 事件)¹。

3 プライバシーシールドの無効判決が出された経緯

欧州司法裁判所のセーフハーバー協定を無効とする判決には、猶予期間や緩和措置はもうけられていなかったため、セーフハーバー協定に基づく移転は、判決後即時にできなくなった。このことは、後に紹介する FAQ の Q3 でも明確に言及されている。

同判決後、EU と米国の関係当局は新たな移転枠組みの構築・稼働に向けて、懸命な協議・交渉を行ったものの、実際にプライバシーシールドの枠組みが稼働するに至るまでは、1 年間近くを要した。

EU 加盟国から個人データ移転を継続的に行ってきた多数の米国企業は、この期間がどれだけ長期間になるか当時はわからなかったこともあり、座して、プライバシーシールドの稼働を待つというわけにもいかず、標準契約条項 (Standard Contractual Clauses (略称 SCC)) をはじめとする、その他の移転のための枠

組みに依拠するよう、方針を切り替えざるを得なかった。

Facebook アイルランドも米国 Facebook と SCC を締結し、これに依拠して個人データ移転を行っていたところ、Schrem 弁護士は、今度は SCC に基づく移転が違法であるとして、アイルランドのデータ保護当局に申し立てを行った。アイルランド高等法院を経て、申し立て後に稼働したプライバシーシールドの枠組みの有効性と併せて、再度欧州司法裁判所に付託がなされ、2020 年 7 月、同裁判所は、プライバシーシールドの枠組みは無効であるものの、SCC は有効であるとする判断を下した (Schrem II 事件)²。これが今回の判決である。

プライバシーシールドを無効と判断した理由として、判決では、セーフハーバー協定と同様に、米国の国家安全保障が、データ主体の基本権に優先しうるとされていること、米国政府による監督が十分でなく、必要最小限ルールが遵守されていないこと、権利侵害時の苦情申し立て制度が十分でなく、十分な権利救済が確保できていないことなどを挙げている。

4 プライバシーシールドの無効判決の影響

今回の欧州司法裁判所のプライバシーシールドを無効とする判決については、猶予期間や緩和措置はもうけられていないことから、プライバシーシールドに基づく移転は、判決後即時にできなくなっている。このため、EU 域内から米国への個人データ移転をプライバシーシールドに依拠して行っていた事業者は、別の枠組みに依拠する必要があるが生じている。

別の枠組みとしては、SCC のほか、拘束的企業準則 (BCR) や、GDPR 第 49 条に基づく特例措置があるものの、前者は導入までのハードルが著しく高く、後者も必ずしも使い勝手がよいとは限らないという問題がある。このため、これらの枠組みではなく、SCC に依拠することを改めて検討する事業者も出てきている。

日本企業については、EU と日本の間で、充分性の相互認定がなされ、相互にホワイトリスト入りしていること

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62014CJ0362>

² <http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=>

<BD731F5130B963C7072D2F6851E77B5E?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&id=11046615>

から、EU から日本への個人データ移転に関して、今回のプライバシーシールド無効判決が直接的な影響を及ぼすわけではないが、EU 加盟国から、米国のグループ会社に個人データをプライバシーシールドの枠組みに依拠して移転していた場合などは、直接的な適用を受けることになる。

今回の判決の影響に関しては、EU データ保護当局を統括する EDPB が、判決後早々に公表した FAQ でも、詳細な説明がなされている³。

5 現行の SCC をそのまま使い続けてよいのか

今回のプライバシーシールド無効判決では、現行の SCC に依拠することを認めており、すでに締結した SCC をそのまま使い続けることは問題ないと解釈されている。

なお、SCC は、EU 域内の移転元事業者と EU 域外の移転先事業者が、当事者となって締結する契約の標準フォームで、EU のデータ保護当局が提供するものを変更することなく使用する必要がある。このため、SCC を締結すること自体は、特にグループ会社間であれば、それほどハードルが高いわけではないが、SCC を締結することにより、締結当事者は相応の負担を負うことになるため、事業者はこれらの負担を担えるかを検討する必要がある。

上述した FAQ の Q5 では、SCC に基づき個人データを移転できるか否かについて、移転の状況をケース・バイ・ケースで判断し、SCC に加え講じられる補完的措置(supplementary measures)により、SCC が保障する十分なレベルの保護を米国法が損なう (impinge on) ことを防止できるかによる、と述べており、補完的措置がポイントになることを明言している。

FAQ の Q5 は、さらに、移転の状況および可能な補完的措置を考慮した上でも、適切なレベルの保護措置を保証できないと判断される場合には、個人データの移転を停止または終了する必要があると、述べており、SCC に依拠することには限界があることを示唆している。

この補完的措置として何が必要なのか、現時点では明らかにされていない。EU データ保護当局としては、SCC を締結する事業者は、補完的措置の実施まで責任を負っていると考えていることが FAQ の Q5 及び Q9 の文言から読み取れることから、さらなる情報の公表を待つ必要があるといえる。

以上



Takashi Nakazaki

中崎 尚

takashi.nakazaki@amt-law.com

Tel: 81-3-6775-1086

Fax: 81-3-6775-2086

³ <https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/ovright/frequently-asked-questions-judgment-court-justice-european->

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
This newsletter is published as a general service to clients and friends and does not constitute legal advice. Should you wish to receive further information or advice, please contact the below editor.

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 中崎 尚 (takashi.nakazaki@amt-law.com)
Editor:
Takashi Nakazaki (takashi.nakazaki@amt-law.com)

 - 本ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
If you wish to unsubscribe from future publications, kindly contact us at [General Inquiry](#).

 - 本ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
Previous issues of our newsletters are available [here](#).